

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年9月6日(金)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林 喜太郎	委員	2番	及川正義	委員
3番	金杉勝城	委員	4番	布施陽子	委員
5番	高品文敬	委員	6番	椎名寛	委員
7番	布施行雄	委員	8番	小林須美子	委員
9番	太田憲一	委員	10番	大木武一	委員
11番	鈴木茂	委員	12番	佐藤正剛	委員
13番	石田利之	委員	14番	安藤幸春	委員
16番	伊藤栄治	委員	17番	渡邊弘仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	伊藤輝夫	委員	19番	秋山菊次	委員
20番	布施利雄	委員	21番	加瀬安男	委員
23番	鎌形豊	委員	24番	山崎幸治	委員
25番	塚本繁雄	委員	26番	木原正勝	委員
27番	江波戸和男	委員	28番	寺本利幸	委員
29番	石橋誠	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

15番 穴澤久男 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

22番 並木昭男 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 10件

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 6件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 2 名
(市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和元年9月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いいたします。

議長 本日、出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、13番石田利之委員、14番安藤幸春委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和元年度第5次農用地利用集積
計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る9
月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、
農地銀行会長より報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る9月3日、午後1時30分より、市民ふれあ
いセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。
内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基
づく農用地利用集積計画を定めるため、令和元年8月26日に匝瑳市から
諮問のありました別冊の令和元年度第5次農用地利用集積計画(案)を審議

いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ
ます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上
げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願
いします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、及川正義委員、加瀬安男委員及び寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号7番について、審議・採決いたします。
及川正義委員と加瀬安男委員は退席をお願いします。

(及川正義委員、加瀬安男委員 退席)

議 長 及川正義委員と加瀬安男委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号7番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号7番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第5次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号7番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第5次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号7番について、採決に入ります。

す。

議案第1号の利用権設定関係の番号7番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(及川正義委員、加瀬安男委員 着席)

議長 及川正義委員、加瀬安男委員が着席しましたので、引き続き「令和元年度第5次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
次に、所有権移転関係の番号1番について、審議・採決いたします。
寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議長 寺本利幸委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の所有権移転関係の番号1番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号1番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和元年度第5次農用地利用集積計画(案)について」の所有権移転関係の番号1番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「令和元年度第 5 次農用地利用集積計画(案)について」の所有権移転関係の番号 1 番について、採決に入ります。

議案第 1 号の所有権移転関係の番号 1 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き「令和元年度第 5 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

利用権設定関係の番号 7 番と所有権移転関係の番号 1 番を除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号 7 番と所有権移転関係の番号 1 番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 1 号「令和元年度第 5 次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号 7 番と所有権移転関係の番号 1 番を除き、質疑を打ち切ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「令和元年度第 5 次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号 7 番と所有権移転関係の番号 1 番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号7番と所有権移転関係の番号1番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る9月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

11番 本件につきましては、去る9月3日、午後1時30分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和元年8月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、及川正義委員、高品文敬委員、加瀬安男委員、木原正勝委員及び寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号5番について、審議・採決いたします。木原正勝委員は退席をお願いします。

(木原正勝委員 退席)

議長 木原正勝委員が退席しましたので、番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号5番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号5番の内容を

説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号5番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号5番について、採決に入ります。
議案第2号の番号5番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(木原正勝委員 着席)

議 長 木原正勝委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。
次に、番号6番について、審議・採決いたします。及川正義委員と加瀬安男委員は退席をお願いします。

(及川正義委員、加瀬安男委員 退席)

議 長 及川正義委員と加瀬安男委員が退席しましたので、番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号6番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号6番の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号6番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号6番について、採決に入ります。
議案第2号の番号6番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(及川正義委員、加瀬安男委員 着席)

議 長 及川正義委員と加瀬安男委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。

次に、番号7番から10番までについて、審議・採決いたします。高品文敬委員と寺本利幸委員は退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議 長 高品文敬委員と寺本利幸委員が退席しましたので、番号7番から10番までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号7番から10番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号7番から10番までの内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号7番から10番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号7番から10番までについて、採決に入ります。

議案第2号の番号7番から10番までについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議長 高品文敬委員と寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。

番号5番から10番までを除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号5番から10番までを除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号5番から10番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号5番から10番までを除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号5番から10番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番から12番までは、利用権設定に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から12番までを議案書を基に朗読】

番号1番から12番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号1番から12番までは、議案第4号の番号2番から9番までの一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番 　番号1番と2番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

　番号3番から12番までの譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

　議案第3号について、原案のとおり決することと共に、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。

　よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　【議案第4号、番号1番から10番までを議案書を基に朗読】

　番号1番について、専用住宅用地として畑270㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

　番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,313㎡の内3,66㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

　番号3番から9番までの譲受人は同一です。営農型太陽光発電設備用地として畑10筆計31,481㎡の内29,671㎡を借り受け計画する

ものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番について、太陽光発電設備用地として畑750㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 　番号1番について、譲受人は妻と子2人と市内の集合住宅で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 　番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号3番から9番までの譲受人は同一です。申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

12番 　番号10番について、申請地を太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知が6件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 令和元年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 令和元年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて (別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につい
て 10件
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 6件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和元年9月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。